

酸素欠乏・硫化水素危険作業特別教育 案内書

法律根拠

- ・労働安全衛生法第59条の規定により、酸素欠乏危険場所における作業に係る業務は、作業者の知識が不十分な原因での災害が多く、死亡率が高い災害であることから、特別教育を修了した者でなければ従事させることはできません。
- ・当協会では別添の年間予定表に基づいて愛媛県下の各地区で講習を開催していますので、この機会に受講頂きますようご案内いたします。

対象者等

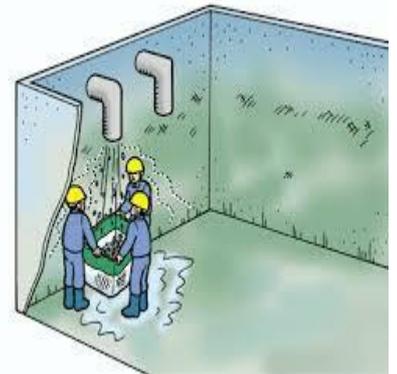
【特別教育を必要とする業務】

労働安全衛生規則第36条第26号

- ・酸素欠乏症等防止規則に定められた第2種酸素欠乏危険作業に係る業務(第2種は硫化水素を含む)
- ・令別表(省略)第6に掲げる酸素欠乏危険場所における作業に係る業務

【酸素欠乏等】

- ・空気中の酸素濃度が18%未満である状態又は空気中の硫化水素の濃度が10ppmを超える状態をいう。



受講資格

特になし

受講科目・講習時間

学科講習 : 酸素欠乏等の発生の原因(1H)、酸素欠乏症等の病状(1H)、空気呼吸等の使用方法(1H)、事故の場合の退避及び救急蘇生の方法(1.5H)、その他酸素欠乏症等の防止に関し必要事項(関係法令)(1H)

受講料金 … 令和7年2月1日現在

一般 : 受講料 9,900円、テキスト代 1,430円、合計 11,330円
 会員 : 受講料 6,600円、テキスト代 1,430円、合計 8,030円

その他

建設事業主等に対する人材開発支援助成金対象講習です。

助成金の申請方法等は、[愛媛労働局助成金センター](#)へ、講習の内容等は、[愛媛労働基準協会](#)へお問い合わせください。